

ベルギー税関による日 EU・EPA ガイダンス
(2020年2月版) (仮訳)

2020年4月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ブリュッセル事務所

本資料は、ベルギーでの輸入における日 EU・EPA 運用を目的としてベルギー税関が作成したガイダンスを、ジェトロが日本企業の日 EU・EPA 活用の参考用に日本語に仮訳したものです。翻訳であるため、記載内容の補足や解釈をジェトロで加えることはできませんので、参考資料としてご利用ください。

実際のベルギーでの日 EU・EPA 運用に関するご不明な点は、ガイダンスの原点をご参照いただくと共に、ベルギー税関窓口にご直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしもベルギー税関の正式な見解を反映するものではありません。仮訳について、ベルギー税関はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of the publication of Belgian Customs Authority. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of Belgian Customs Authority. The Authority is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.

<https://finances.belgium.be/sites/default/files/Customs/Ondernemingen/Douane/Oorsprong/EU-JAPAN/DD%20015.218%20-%20UE-JAPON%20EPA%20note%20d%27information%20-%20FR%20-%20versie%2028-2-20.pdf>

https://finances.belgium.be/fr/douanes_accises/entreprises/douane/origine/ue-japon

ガイダンス資料：欧州連合（EU）と日本国の間での経済連携協定および戦略的パートナーシップ協定

1. 序文

欧州連合（EU）およびその加盟国と日本国の間での経済連携に関する協定（EPA）は 2018 年 12 月 27 日の欧州連合の官報 n° L330/3 に掲載された。協定の全文は以下のリンクで閲覧できる。

http://publications.europa.eu/resource/ellar/d40c8f20-09a4-11e9-81b4-01aa75ed71a1.0009.01/DOC_1

この経済連携協定のほかに、主に EU と日本国の間での対話と協力に関する戦略的パートナーシップ協定もある。日本はつまるところ EU の長期的な戦略的パートナーである。戦略的パートナーシップ協定は特に外交政策、安全保障、連結性、気候変動、環境、エネルギー、サイバー問題、雇用と社会問題、人的交流に関わるものである。

双方の協定に関する交渉は 2013 年に開始した。2017 年 7 月 6 日に EU と日本は協定の主要な要素について合意した。その後、交渉は 2017 年 12 月 8 日に妥結した。2018 年 12 月に欧州議会が承認し、この自由貿易協定（FTA）の締結と発効への道が開かれた。

経済連携協定に関しては最終手続きが終わり、2019 年 2 月 1 日に発効した。戦略的パートナーシップ協定の発効は今のところ部分的である。

輸入関税の削減または撤廃を受けるためには一連の条件を満たす必要がある。本資料は、日 EU・EPA で規定されているこれらの条件を説明する。税関に関する協定の章は以下の通りである：

- 第三章：原産地規則及び原産地手続き
- 第四章：税関に係る事項及び貿易円滑化

協定の主要な要素は本ガイダンス資料の第 2 章でより詳しく説明されている。

第 3 章には本協定の発効後に露見したいくつかの実務上や条文の解釈上の解決策を含んでいる。

最後に、第 4 章には情報ソースや照会先などの追加的情報を含めた。

2. 協定の諸要素

2.1. 原産品であることの説明

一般規定

協定の第三・十六條で定められている関税上の特惠待遇の要求は、次のいずれかに基づくものとする：

- 産品が原産品であることについての輸出者によって作成された原産地に関する申告

または

- 産品が原産品であることについての輸入者の知識

第三・十七條は、EU または日本国を原産地とする産品の原産地に関する申告は、原産地に関する申告文により行われることを定めており、原産地に関する申告文は協定の附属書三・D にあらゆる言語で掲げられている。情報の申告は、原産品について特定することができるよう十分詳細に説明した仕入書その他の商業上の文書上に作成しなければならない。

原産地に関する申告文は別紙上に印刷してもよいが、その別紙には当該の会社の称号を記載し、また仕入書その他の商業上の文書にこの別紙との関連性を明記して、当該別紙が仕入書その他の商業上の文書の一部とみなされるようにしなければならない。

しかしながら、原産地に関する申告を第三国で発行された仕入書や商業上の文書上に作成することは出来ない。その場合は、日本のもしくは EU の輸出者はその他の文書（例えば、パッキングリストやデリバリーノート）に原産地に関する申告を記載しなければならない。

附属書三・D：原産地に関する申告文

（期間：.....から.....まで（注 1））

この文書の対象となる産品の輸出者（輸出者参照番号.....（注 2））は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地.....（注 3）が特惠に係る原産地であることを申告する。

（用いられた原産性の基準（注 4））

.....

（場所及び日付（注 5））

.....
(輸出者の氏名又は名称(活字体によるもの))
.....

(注1)

原産地に関する申告が第三・十七条5(b)に規定する同一の原産品の二回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間を記載する。当該期間は、十二箇月を超えてはならない。当該原産品の全ての輸入は、記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、この欄は、空欄とすることができる。

(注2)

輸出者が特定される参照番号を記載する。欧州連合の輸出者については、当該参照番号は、欧州連合の法令に従って割り当てられる番号とする。日本国の輸出者については、当該参照番号は、日本国の法人番号とする。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は、空欄とすることができる。

(注3)

産品の原産地(欧州連合又は日本国)を記載する。

(注4)

場合に依じて、次の一又は二以上の記号を記載する。

第三・二条1(a)に規定する産品については、「A」

第三・二条1(b)に規定する産品については、「B」

第三・二条1(c)に規定する産品については、「C」(当該産品に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付する。)

関税分類の変更の基準については、「1」

非原産材料の最大限の割合(価額に基づくもの)又は最小限の域内原産割合(価額に基づくもの)の基準については、「2」

特定の生産工程の基準については、「3」 または

付録三-B-1 第三節の規定の適用がある場合については、「4」

第三・五条に規定する累積を適用する場合には、「D」 または

第三・六条に規定する許容限度を適用する場合には、「E」

(注5)

場所及び日付は、これらの情報が文書自体に含まれる場合には、省略することができる。

注意事項：各産品について、下記の記号のうちの一つを仕入書または添付のリストに記入する。

記号	意味
A	完全に得られ、又は生産される産品
B	原産材料のみから生産される産品
C	非原産材料を使用して生産される産品で、附属書三-Bの要件を満たす
C1	関税分類の変更の基準
C2	非原産材料の最大の割合 (MaxNOM %) または最小の域内原産割合 (RVC %)
C3	特定の生産工程の基準 附属書三-Aの注釈五と六を参照
C4	車両及び車両の部品
D	累積
E	許容限度

適用：

原産地に関する申告は、次のいずれかの輸送に適用することができる：

- a) 締約国に輸入される一又は二以上の産品の一回限りの輸送 または
- b) 締約国に輸入される同一の産品の二回以上の輸送（原産地に関する申告に記載する十二箇月を超えない期間内に行われるもの）。より詳しい情報については、欧州委員会が追加的なガイダンスを発表した：

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/eu_japan_epa_guidance_statement_on_origin_for_multiple_shipments_of_identical_products_en.pdf

2.2. 原産地に関する申告は誰が行うか？

本協定の規定に従い、原産地に関する申告は、一方の締約国に所在し、当該締約国で有効な規定に従い、原産品の生産もしくは輸出を輸出者によって作成される。つまり、輸出者自身は必ずしも当該産品の生産者である必要はない。協定の規定に従う限りにおいて、原産品の輸出を行う商社も作成者となり得る。

日本では：

- 「法人番号（Japan Corporate Number）」を持つ日本の輸出者。法人番号は例えば「1234567890123」のような13桁の記号。法人番号は次のリンクを利用して、オンラインデータベースで確認することができる。

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>

日本企業には登録輸出者（REX）番号がないので、法人番号のみでよい。

EU では :

- 価額が6,000ユーロ以上の貨物の輸送に関しては、欧州連合関税法典（UCC）実施規則（規則2015/2447）第68条の規定に適合する登録輸出者。EUの登録輸出者（REX）システムに登録した輸出者はEUから日本への輸出品の原産地に関する申告を作成することができる。
- 価額が6,000ユーロ未満の貨物の輸送に関しては、REX番号を持つ必要はない。

REX番号と認定輸出者の資格の両方を持つEUの輸出者は、日本向けの輸出において、REX番号を使用しなければならない。

認定輸出者はできるだけ早期に、このリンクで申請書を取得し、

https://finances.belgium.be/fr/douanes_accises/entreprises/facilitation/rex-l'auto-certification

次のリンクにある電子アドレスに送付して

da.ops.douane1@minfin.fed.be

REX番号を申請することが望ましい。

注意事項：一般特惠関税制度（GSP）やEU・カナダ包括的経済貿易協定（CETA）の枠内ですでにREXシステムに登録済みの輸出者は、そのREX番号を日本向けの輸出でも使用できる。

実務上の規定

申告の作成日および有効期間：

協定には、原産地に関する申告をどの時点で作成しなければならないかに関する特定の規定はない。従って同申告は、当該産品が輸出される前、その途中、または輸出後のいずれにおいても作成が可能である。

原産地に関する申告は作成日から 12 カ月間有効であり、その間に使用されなければならない。従って同申告は、産品が実際に輸入され自由流通のために通関される時か、あるいは既に輸入されている場合に関税の還付または減免を申請する際に使用される。

原産地に関する申告の作成日は、申告上に記載されるが、例えば仕入書の日付など、（申告を作成する）文書上に記載された日付が該当するのであれば、申告への記載は必須ではない。

原産地に関する申告を作成した輸出者が、同申告に不正確な情報が含まれることを知った、もしくはその可能性が認められる場合、（書面によって）速やかに輸入者に通知し、同申告の対象となる産品の原産性に影響するあらゆる変更点を通知しなければならない。

輸入者の知識：

輸入者が保有する産品が原産品であることについての情報は、輸出者と輸入者の商業的な関係に基づいている。輸入者は関税上の特惠待遇を要求することができるが、輸入国の税関当局に対して、輸入産品が原産品であることを証明できなければならない。輸入者は、輸入に際してすでに、第三・二十一条で列挙された文書と情報を保有していなければならない。これに関するより詳しい情報については、欧州委員会が追加的なガイダンスを発表した：

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/eu_japan_epa_guidance_importers_knowledge_en.pdf.

証明：

協定は、原産地に関する申告の作成に先立つ事前許可や管轄の税関当局による調査は規定していない。本協定では自己証明の原則（＝REX システム、次のリンクを参照：

https://finances.belgium.be/fr/douanes_accises/entreprises/facilitation/rex-l'auto-certification）が適用される。

行政協力に関しては、全ての条件が第三・二十二条に列挙されている。輸入締約国の税関当局は、産品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該産品の輸入の後二年以内に輸出締約国の税関当局からの情報を要請することができる。

記録の保管：

輸入する原産品について、関税上の特惠待遇の適用を要求する輸入者は、当該製品の輸入から3年間、次の情報を保管しなければならない：

- 特惠待遇の要求に利用される場合、原産地に関する申告
- 輸入者の知識が利用される場合、（当該製品の）原産性を証明する全ての情報

原産地に関する申告を作成した輸出者は、当該原産地に関する申告の写し、および製品が原産品として資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録を、少なくとも3年間（訳注：原文のまま、協定上は少なくとも4年間）保管しなければならない。

全ての記録は電子的な様式で保管することができる。

税関申告コード

一回限りの輸送のために、原産地に関する申告に基づいて関税上の特惠待遇を受けるためには、コード「U110」を使用しなければならない。

同一の製品の二回以上の輸送のために、原産地に関する申告に基づいて関税上の特惠待遇を受けるためには、コード「U111」を使用しなければならない。このコードは、原産地に関する申告の対象である製品の全ての輸送に関して、この申告を含む文書、特に最初の商業上の文書の参照を指示するものである。

原産品の生産者から提供された情報または輸入者の知識に基づいて関税上の特惠待遇を受けるためには、コード「U112」を使用しなければならない。

輸送中のまたは蔵置されている製品に関する規定

本協定の発効日に、まだ輸送中の原産品または輸入締約国の税関監督下にある原産品については、輸入締約国において関税や輸入税を納付することなく、関税上の特惠待遇を要求することができる。ただし、2019年2月1日から12箇月以内に輸入締約国の税関当局に対して関税上の特惠待遇の要求が行われることを条件とする。（第三・二十九条を参照）

実際上は、最初の仕入書の写しで、または、例えばパッケージリストやデリバリーノートのようなその他の商業上の文書で、特惠待遇を要求することができる。ただし原産地に関する申告の日付が2019年2月1日から12箇月以内であることを条件とする。原産地に関する申告の場所及び日付が、仕入書にすでに記載されている場合は、省略することができる。

2.3. 原産地規則

一般規定

特惠待遇の適用に当たり、協定の第三・二条 1 は、産品が次の要件のいずれかを満たし、また協定の第三章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、原産品とすることを定めている：

- a) 第三・三条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品。
- b) 他方の締約国の原産材料からのみ生産される産品。
- c) 非原産材料を使用して生産される産品であつて、附属書三-B に定める全ての関連する要件を満たすもの。

累積

1. 双方の締約国の原産材料のみを使用：一方の締約国の原産品は、他方の締約国で生産工程を経た場合には、他方の締約国の原産品とみなされる。
2. 原産材料ではないが、他方の締約国で生産工程を経た材料を使用：原産性を判断するため、輸出締約国の輸出者は、他方の締約国において施された変更を考慮することができる。そのために、他方の締約国に供給された（非原産）産品及びこの産品に使用された非原産材料が記された供給者の宣誓書を使用することができる。使用された材料は十分に定義され、特定可能でなければならない。供給者は附属書三-C に規定する情報と、それらの情報が完全かつ正確であることを保証する宣誓書を提出しなければならない。またこの宣誓書には、日付並びに当該供給者の氏名及び住所を明記しなければならない。

原産地規則の違反や迂回を防ぐために、協定の第三・四条で規定された最低限の変更が行われなかった場合には、二国間累積を適用してはならない。

許容限度

産品の生産において使用される非原産材料が附属書三-B に定める要件を満たさない場合において、次のときは、当該産品は、締約国の原産品とみなす：

1. 統一システムの第一類から第四九類まで又は第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、全ての非原産材料の価額が当該産品の工場渡しの価額又は本船渡しの価額の十パーセントを超えないとき。
2. 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、附属書三-A 注釈六から注釈八までに定める許容限度が適用されるとき。

許容限度は次のときは適用されない：

1. 非原産材料の価額が、附属書三・Bに定める要件において特定される非原産材料の最大価額（百分率で表示されるもの）のいずれかを超える場合。
2. 第三・三条に規定する締約国において完全に得られる製品について。ただし、附属書三・Bの規定が製品の生産において使用される材料が完全に得られる製品であることを要求する場合には、許容限度が適用される。

変更の禁止

輸入締約国において国内使用のために申告される原産品については、輸出の後、かつ、国内使用のために申告される前に、変更してはならず、何らかの改変を行ってはならない。許可されているのは次の工程である：

1. 原産品を良好な状態に保存するために必要な工程。
2. マーク、ラベル、封印又は輸入締約国の特定の国内的な要件の遵守を確保するために必要なその他書類を付し、又は施す工程。

製品の蔵置又は展示は、当該製品が第三国において税関の監視の下に置かれていることを条件として、当該第三国において行うことができる。

貨物の分割は、当該分割が輸出者によって又は輸出者の責任の下で行われる場合には、当該貨物が第三国の税関の監視の下に置かれていることを条件として、当該第三国において行うことができる。

上記の規定が遵守されているかどうかについて疑義がある場合には、輸入締約国の税関当局は輸入者に対して、遵守の証拠を提供するよう要求することができる。輸入者はこれに応じるために、あらゆる手段を用いることができる。例をあげると：

- 船荷証券等の契約上の運送書類。
- 包装の表示又は包装に付された番号に基づく、事実関係の証拠又は具体的な証拠。
- 産品自体に関するあらゆる証拠。

品目別原産地規則

品目別原産地規則は附属書三・Bで定められている。この附属書の表には二つの欄があり、第一欄は（二千十七年に改正された統一システムに基づく）品目の分類を、第二欄はそれぞれの品目に適用される品目別原産地規則を提示している。

2.4. 原産地に関する申告の免除

第三・二十条は、価額の小さい小包や旅行者の手荷物に関しては、原産地に関する申告を要求しないことを規定している。日本国と EU はこの免除の条件を以下のように定めている：

日本国への輸入：

- 二十万円又は日本国が設定する額。

EU への輸入：

- 小包の場合は五百ユーロ、旅行者の手荷物の場合は千二百ユーロ。

2.5. ドローバック（関税還付）の規定なし

日 EU・EPA ではドローバック（関税還付）の禁止に関する規則が規定されていないため、ドローバックに関しては南アフリカ共和国や韓国などとの協定と同じ扱いになっている。

3. 追加的な実務上の情報

3.1. 関税上の特惠待遇の事後の要求に関する日 EU・EPA の第三・十六条 3 の適用

日 EU・EPA の第三・十六条 3 は、日本の原産品に関する関税上の特惠待遇の要求を輸入申告に含めなければならないことを規定している。

「3 関税上の特惠待遇の要求及び 2 (a) 又は (b) に定めるその根拠は、輸入締約国の法令に従って、税関への輸入申告に含まれるものとする。輸入締約国の税関当局は、輸入者に対し、産品がこの章に定める要件を満たすことの説明を当該輸入者が提供することができる範囲において、税関への輸入申告の一部として、又は当該輸入申告に添付して、当該説明を行うよう要求することができる。」

しかし、欧州連合関税法典 (UCC) の第 56 条第 3 項は、特惠原産地からの輸入産品に関して、次の場合に関税上の特惠待遇を関税の納付後に要求することができると規定している。

「第 3 項 当該産品が、第 2 項の (d) から (g) までに定める措置の要件を満たす場合、申告者からの要求があれば、第 2 項の (c) に定める措置のかわりに、上記の措置が適用される。当該の措置または法律で定められた期限と要件が遵守される限りにおいて、事後的に要求を行うことができる。」

UCC の第 117 条に従って、その場合、関税額は払い戻されるか又は免除される。

欧州委員会の税制・関税同盟総局 (DG TAXUD) は、日 EU・EPA の第三・十六条 3 に従って、日本は関税上の特惠待遇の遡及的な要求を認めないのに、EU 加盟国は UCC の第 56 条第 3 項に従って関税上の特惠待遇の遡及的な要求を認めることができることに注意を喚起した。なぜならこのことは、EU の原産品に対する競争上の優位性を日本の原産品にもたらすからである。

EU 加盟国は、UCC の第 56 条第 3 項を引き続き適用できるかどうかについて、また、日 EU・EPA の第三・十六条 3 にもかかわらず、日本原産品に関する関税上の特惠待遇の遡及的な要求を引き続き受け入れることができるかどうかについて、疑義を呈した。

その間に、DG TAXUD は、日 EU・EPA に基づく日本原産品の EU への輸入に関して、EU は UCC の第 56 条第 3 項と第 117 条を引き続き適用することを再確認した。換言すると、これらの要件を満たしていれば、今後も原産地に関する申告を事後提出できることになる。

しかし、EU 原産品を日本に輸入する場合には、輸入者は今後も輸入申告を行う際に、同時に原産品であることの説明書類を提出しなければならない。ただし、次の第 2 節で見ると、**「輸入許可前引取 (BP) 」**制度という形で解決が見込まれている。

3.2. 日本の「輸入許可前引取（BP）」制度

日本では、輸入された製品の通関に税関当局の許可が必要である。関税の支払いは通関の条件の一つである。そのため輸入者は、輸入申告書を提出する際に、関税額の決定に必要な全ての文書や情報を税関当局に提出しなければならない。

しかし、「輸入許可前引取（BP）」制度を利用する場合には、輸入者が一定の担保を提供することを条件に、関税を支払わずに輸入製品を通関させることができる。関税の金額が決まり、納付が終われば、担保は解除される。

日 EU・EPA の枠内で、関税上の特惠待遇を要求する場合には、必要な全ての文書を提出できない輸入者は、「輸入許可前引取（BP）」制度を通じて引取の承認を申請することができる。この方法により、当該製品はこの制度に基づいて通関することができる。担保が解除されるためには、製品が通関した後、3 箇月以内に必要な文書を提出する必要がある。製品が関税を免除されれば、担保はすぐに実際に輸入者に返還される。

提出する文書では、輸入された貨物が EU の原産品であり、原産地規則が遵守されていることを示さなければならない。

輸入者は通常、普通口座を保有しなければならず、これは複数の輸送に使用できる。輸入者は毎回の個別の輸送に関して担保を提供する必要はない。

より詳しい情報を知るためには、日本の輸入者または日本の税関当局に問い合わせていただきたい。

3.3. 日本の税関当局が要求する、原産品であることに係る追加的な説明に関する日 EU・EPA の第三・十六条 3 の適用

2019 年 3 月 14 日、欧州委員会と日本の税関当局は、日 EU・EPA の第三・十六条 3 の第 2 文の解釈に関する解説を公表した。この条項では、輸入締約国の税関当局が、輸入者に対し、製品が原産地規則に適合している（特定原産品）ことを証明する追加的な説明を、可能な範囲において提供することを要求できると規定している。

解説の概要は次のようなものである：

- 日 EU・EPA に基づいて EU の原産品を輸入する日本の輸入者は、（輸出者による自己申告の申告文以外で）入手できない説明（資料）まで提供する義務はない。
- 日 EU・EPA に基づいて EU の原産品を輸入する日本の輸入者は、輸出者自己申告を作成した EU の輸出者から情報を得る義務はない。

- 関税上の特惠待遇を要求する際に原産品であることに係る追加的な説明（資料）が提供できない場合でも、これをもって、（日 EU・EPA に基づいて行われた）特惠待遇の要求が税関から拒否されることはない。
- 輸出者自己申告を作成した EU の輸出者は、日本の輸入者から要求されても、そのような情報を提供する義務はない。
- 日本の輸入者は、EU の輸出者が作成した輸出者自己申告文以外の追加的な説明（資料）を提供できない理由を税関に説明する必要はない。

上記の解説に加えて、欧州委員会は 2019 年 7 月 15 日、原産品であることに係る追加的な説明（資料）の扱いに関して日本の税関当局が導入した簡略化手続きに関する文書を発表した。

原産品であることに係る追加的な説明（資料）を税関に提供できない輸入者は、NACCS 上で、当該の説明（資料）を提供できない旨を入力できる。

以前の運用では、輸入者は（NACCS での）輸入申告の記載欄（税関用）に次の文言を入力しなければならなかった：

- 日本語の場合：私は産品が原産品であることに係る追加的な説明は提供できません。
- 英語の場合：I cannot provide an additional explanation on the originating status of the product.

これは暫定的な対応であった。

最終的な簡略化手続きは 2019 年 11 月 17 日に開始された。輸入者は、上記の文言の代わりに、（NACCS での）電子輸入申告時に原産地識別コード（Q または F）を入力しなければならない。

コード	カテゴリー
Q	生産者が作成した原産地に関する申告（輸入者が原産性に関する追加的な説明を提供できない場合。）
F	輸出者が作成した原産地に関する申告（輸入者が原産性に関する追加的な説明を提供できない場合。）

注：コード Q と F は、コード P（生産者が作成した原産地に関する申告）およびコード E（輸出者が作成した原産地に関する申告）にそれぞれ対応する。

輸入者が追加的な説明（資料）を提供することを望む場合には、「Explanation that the product satisfies the origin criteria」という文言を使用することができる。下記事項を記載する必要がある。

- 仕入書の番号及び発行日

- 原産性の基準を満たすことの追加的な説明（資料）
- 追加的な説明（資料）の作成者

輸出者は産品が原産品であることを示す輸出者自己申告及び提供する当該情報の正確性について責任を負う（日 EU・EPA の第三・十七条 1）。

「輸入者の知識」による輸入者自己申告が行われ、追加的な説明（資料）が提供される場合は、上記と同じ文書を使用し、同じ諸事項を記載する必要がある。この場合、日 EU・EPA の第三・十八条に基づき、輸入者は産品が原産品であることに関する情報をすでに入手しており、日 EU・EPA に定める要件を満たしているものとみなされる。

当該の文書は本文書の下部に附属書として添付されている。

注意事項：税関当局は、日 EU・EPA の第三・二十一条及び第三・二十二条に基づいて、輸入された産品が本当に他方の締約国の原産品であるかどうかの確認を行うことができる。

日本税関の関連法令は（英語または日本語で）以下のリンクから参照することが可能：

https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_eu_EN.pdf

3.4. 原産地に関する申告の事後の提出

他の原産地に関する特惠協定と異なり、日 EU・EPA では特定の形態（保税倉庫、再輸出加工、再輸入加工、特殊な仕向け地、一時措置など）の下で、原産地に関する申告の提示が遅れる（事後になる）可能性を想定した規定はない。その代わりに、既に記述した通り、輸出後に原産地に関する申告を作成することが可能である。

従って、最初に作成された原産地に関する申告の有効な期限が過ぎている場合でも、新たに申告を作成することは可能である。新たに作成される原産地に関する申告も、作成から 12 カ月の期間、有効であり、産品が実際に輸入され自由流通のために通関される際に利用することができる。

言うまでもなく、新たに原産地に関する申告を作成する輸出者は、当該産品の原産性を証明するために必要な全ての記録を保持していなければならない。

4. 追加的な情報と照会先

4.1. 追加的な情報源：

製品に関する実際的な変更を知るためには、Market Access Database のデータベースを参照できる：<http://madb.europa.eu/madb/indexPubli.htm>

各種の問題に関する追加的情報が以下に掲載された：

- 情報の秘密性について：

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/eu_japan_epa_guidance_confidential_information_en.pdf

- 特恵待遇の要求、原産品であるかどうかについての確認、関税上の特恵待遇の否認について（2019年12月16日更新）：

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/eu_japan_epa_guidance_claim_verification_denial_en.pdf

- 輸入者の知識について：

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/eu_japan_epa_guidance_importers_knowledge_en.pdf

- 同一の製品の複数回輸送に適用される原産地に関する申告について：

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/eu_japan_epa_guidance_statement_on_origin_for_multiple_shipments_of_identical_products_en.pdf

- 日本の税関当局が要求する原産品であることに係る追加的な説明に関する日 EU・EPA の第三・十六条 3 の適用について：

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2019/august/tradoc_158307.pdf

- 原産地に関する申告について（2019年12月16日更新）：

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/eu-japan-epa-guidance-statements-on-origin.pdf

- 日本税関が作成した原産地に関する申告、輸入者の知識、原産品であるかどうかについての確認に関するガイドライン：

https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_eu_EN.pdf

4.2. その他の質問について

理論上の質問については、法律関連の問題であれば次の電子メールアドレスで、連邦財務省の関税法担当部局に照会されたい：da.lex.douane@minfin.fed.be

実務上の質問については、次の電子メールアドレスで、連邦財務省の関税・物品税局に照会されたい：da.ops.douane1@minfin.fed.be

産品が原産性の基準を満たすことの説明（日 EU 協定）

作成日：

1. 仕入書の番号及び発行日（仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。）

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

3. 説明の作成者

氏名： (署名又は印)

住所：

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号

Tel. 03-3582-5569